

事務連絡
令和7年1月29日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知の正誤について（その7）

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。
標記の件については、「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（令和6年3月29日障発0329第33号・こ支障第97号）を別紙のとおり訂正することとしますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

○ 別紙1 「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について」の訂正について

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P.32 10行目	<p>(13) 業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について</p> <p>① (略)</p> <p>② 算定される単位数</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立生活援助、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援(ただし、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援については、指定障害者支援施設が行うものを除く。)については、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p> <p>なお、当該所定単位数は、各種加算(障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く。)がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して<u>100分の1</u>となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当</p>	<p>(13) 業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について</p> <p>① (略)</p> <p>② 算定される単位数</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立生活援助、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援(ただし、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援については、指定障害者支援施設が行うものを除く。)については、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p> <p>なお、当該所定単位数は、各種加算(障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く。)がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して<u>100分の10</u>となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当</p>

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
		<p>する場合にあつては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数（減算後基本報酬所定単位数）に対する100分の1に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。</p>	<p>する場合にあつては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数（減算後基本報酬所定単位数）に対する100分の1に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。</p>
2	P. 276 3行目	<p>(4) 就労継続支援A型サービス費 ①～③ (略) ④ 就労移行支援体制加算の取扱いについて (一) 報酬告示第13の3の就労移行支援体制加算については、就労継続支援A型を経て企業等に就労(企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援A型事業所の利用者としての移行は除く。以下この④において同じ。)した後、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員、人員配置に基づき算定する就労継続支援A型サービス費の区分及び評価点に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p> <p>通常の実業所に雇用されている者であつて労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が、<u>当該指定就労継続支援A型事業所等</u>において<u>指定就労継続支援A型等</u>を受けた場合にあつては、<u>当該指定就労継続支援A型等</u>を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者を就労定着者とし</p>	<p>(4) 就労継続支援A型サービス費 ①～③ (略) ④ 就労移行支援体制加算の取扱いについて (一) 報酬告示第13の3の就労移行支援体制加算については、就労継続支援A型を経て企業等に就労(企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援A型事業所の利用者としての移行は除く。以下この④において同じ。)した後、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員、人員配置に基づき算定する就労継続支援A型サービス費の区分及び評価点に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p> <p>通常の実業所に雇用されている者であつて労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が、<u>当該就労継続支援A型事業所</u>において<u>就労継続支援A型</u>を受けた場合にあつては、<u>当該就労継続支援A型</u>を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者を就労定着者として取り扱う。具体的</p>

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
		<p>て取り扱う。具体的には、労働時間の延長の場合には<u>指定就労継続支援A型等</u>の終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日を1日目として6月に達した者とする。なお、就労継続支援A型を経て企業等に就労した後、就労継続支援A型の職場定着支援の努力義務期間（就職した日から6月（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が<u>当該指定就労継続支援A型事業所等</u>において<u>指定就労継続支援A型等</u>を受けた後から6月））中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が<u>当該指定就労継続支援A型事業所等</u>において<u>指定就労継続支援A型等</u>を受けた場合は、<u>当該指定就労継続支援A型等</u>を受けた後から6月）に達した者は就労定着者として取り扱う。</p> <p>また、過去3年間において、<u>当該指定就労継続支援A型事業所等</u>において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱うこととする。</p> <p>(二) 注1中「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者である。例えば、令和5</p>	<p>には、労働時間の延長の場合には<u>就労継続支援A型</u>の終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日を1日目として6月に達した者とする。なお、就労継続支援A型を経て企業等に就労した後、就労継続支援A型の職場定着支援の努力義務期間（就職した日から6月（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が<u>当該就労継続支援A型事業所</u>において<u>就労継続支援A型</u>を受けた場合は、<u>当該就労継続支援A型</u>を受けた後から6月））中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が<u>当該就労継続支援A型事業所</u>において<u>就労継続支援A型</u>を受けた場合は、<u>当該就労継続支援A型</u>を受けた後から6月）に達した者は就労定着者として取り扱う。</p> <p>また、過去3年間において、<u>当該就労継続支援A型事業所</u>において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱うこととする。</p> <p>(二) 注1中「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者である。例えば、令和5</p>

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
		<p>年10月1日に就職した者は、令和6年3月31日に6月に達した者となる。</p> <p>また、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が<u>当該指定就労継続支援A型事業所等</u>において<u>指定就労継続支援A型等</u>を受けた場合は、<u>当該指定就労継続支援A型等</u>を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者であり、例えば、令和5年10月1日に就職した後、労働時間の延長のために令和5年12月31日まで<u>当該指定就労継続支援A型事業所等</u>において<u>指定就労継続支援A型等</u>を受けた場合は、令和6年6月30日に6月に達した者となる。</p>	<p>年10月1日に就職した者は、令和6年3月31日に6月に達した者となる。</p> <p>また、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が<u>就労継続支援A型</u>を受けた場合は、<u>当該就労継続支援A型等</u>を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者であり、例えば、令和5年10月1日に就職した後、労働時間の延長のために令和5年12月31日まで<u>当該指定就労継続支援A型事業所</u>において<u>就労継続支援A型</u>を受けた場合は、令和6年6月30日に6月に達した者となる。</p>
3	P.291 21行目	<p>(5) 就労継続支援B型サービス費 ①～④ (略) ⑤ 就労移行支援体制加算の取扱いについて (一) (略) (二) (略) (三) 上記(一)又は(二)のいずれの場合においても、就労継続支援B型を経て企業等に就労した後、就労継続支援B型の職場定着支援の努力義務期間(就職した日から6月(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該指定就労継続支援B型事業所等において指定就労継続支援B型等を受けた場合は、当該指定就労継続支援B型等を受けた後から6月))</p>	<p>(5) 就労継続支援B型サービス費 ①～④ (略) ⑤ 就労移行支援体制加算の取扱いについて (一) (略) (二) (略) (三) 上記(一)又は(二)のいずれの場合においても、就労継続支援B型を経て企業等に就労した後、就労継続支援B型の職場定着支援の努力義務期間(就職した日から6月(就職した日から6月(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該指定就労継続支援B型事業所等において指定就労継続支援A型等を受けた場合は、当該指定就労継続支援B型等を</p>

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
		<p>中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後 1 月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が 6 月（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該就労継続支援 B 型事業所において就労継続支援 B 型を受けた場合は、当該就労継続支援 B 型を受けた後から 6 月）に達した者は就労定着者として取り扱う。</p> <p>(四) (略)</p>	<p>受けた後から 6 月)) 中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後 1 月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が 6 月（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該就労継続支援 A 型事業所において就労継続支援 A 型を受けた場合は、当該就労継続支援 A 型を受けた後から 6 月）に達した者は就労定着者として取り扱う。</p> <p>(四) (略)</p>